

## 大分県版図柄入りナンバープレート協議会設置要綱（案）

### （設置）

第1条 大分県版図柄入りナンバープレートの交付に伴う寄付金を活用した事業の円滑な運営や普及啓発を行うことを目的とし、大分県版図柄入りナンバープレート協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）寄付金を活用する具体的事業の検討に関すること。
- （2）寄付金を活用した事業の実施事業者の選定に関すること。
- （3）大分県版図柄入りナンバープレートの周知・普及に関すること。
- （4）その他大分県版図柄入りナンバープレートの普及等に必要な事項に関すること。

### （組織）

第3条 協議会の委員は、県、県内の観光事業者及び交通事業者、地方運輸局をもって構成し、別表に掲げるとおりとする。

- 2 協議会に会長を置く。
- 3 会長は大分県商工観光労働部観光局観光政策課長をもって充てる。

### （役員の職務）

第4条 会長は協議会を代表し会務を総括する。

### （会議）

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数の賛同で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 やむを得ない理由のために会議に出席することができない委員は、代理人を出席させることができる。この場合において、前項の適用については、出席したものとみなす。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、大分県商工観光労働部観光局観光政策課において処理する。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別 表 (第3条関係)

役員名	所属・役職名
会 長	大分県商工観光労働部観光局観光政策課 課長
委 員	一般社団法人大分県タクシー協会 専務理事
	公益社団法人大分県トラック協会 専務理事
	一般社団法人大分県バス協会 専務理事
	公益社団法人ツーリズムおおいた 専務理事
オブザーバー	大分県企画振興部交通政策課 課長
	九州運輸局大分運輸支局 首席運輸企画専門官 (企画調整担当)